

平成29年度

# 危機管理

マニュアル

北海道富良野緑峰高等学校

## 1. 基本方針

- 生徒の安全、生命維持を最優先とする。
- 安全な環境を整備し、危険の発生を未然に防ぐ。
- 不審者の侵入などによる生徒への危害の発生を防ぐ。
- 生徒に危害が生じたときには、その危害の拡大を防ぐ。

## 2. 安全対策

### (1) 日常の危機管理に関すること

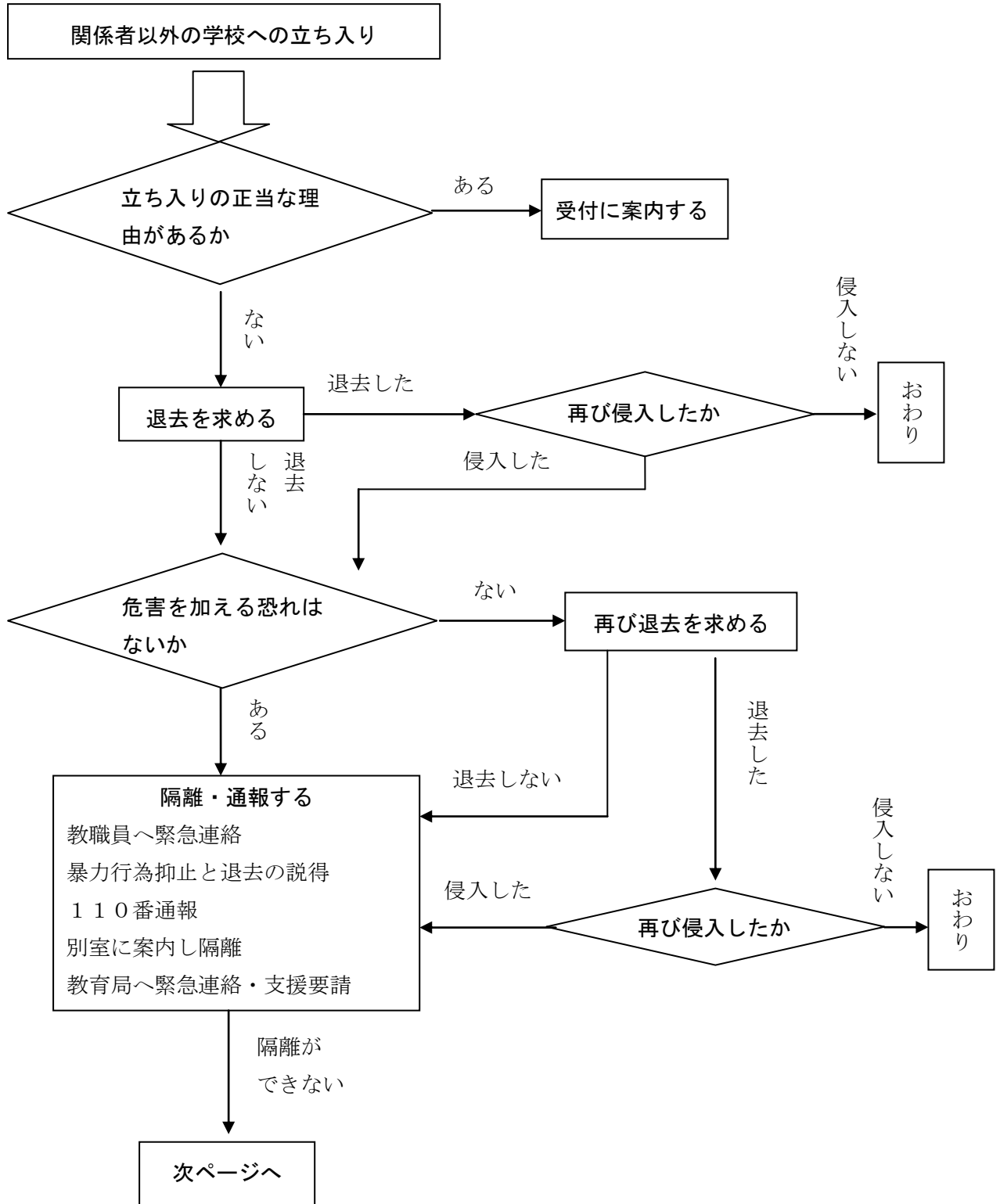
- 職員間の共通理解を図り、校内体制の整備に努める。
- 各室の管理責任者は、その所管にかかわる施設設備を点検し、防火管理者に報告する。(防災計画管理責任者一覧を参照)
- 来訪者には事務室で受付をしてもらい、入校許可証の着用を求める。
- 入校許可証を身に付けていない者や、不自然な場所に立ち入っている者には声をかけ、用件をたずねる。
- 校外活動に対し、事前に現地の安全確認や生徒への安全指導を行い、万一の事態への対応策を定める。
- 不審者や緊急事態に関して、地域の関係機関や近隣の学校との連携を図り、情報提供の協力体制を整備する。

### (2) 安全教育・研修・訓練に関すること

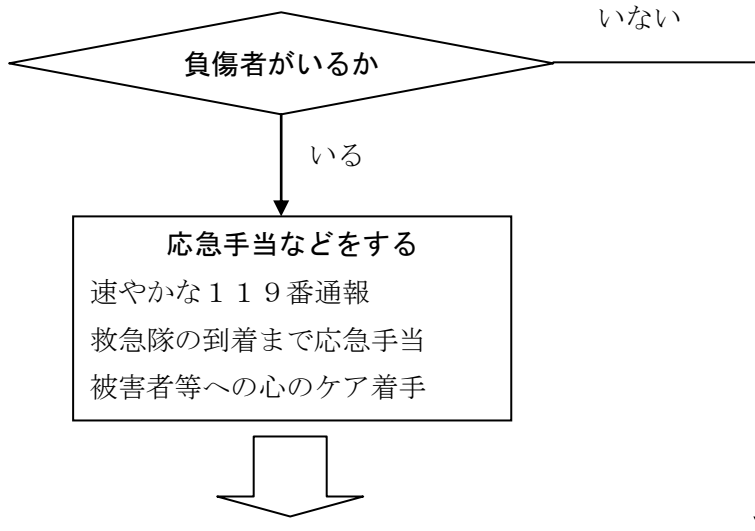
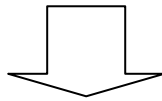
- 交通安全教室をとおり、交通ルール、交通マナーの徹底を図る。
- 薬物乱用防止教室をとおり、薬物の恐ろしさを学ばせ、薬物被害に遭わないようにさせる。
- 防犯教室をとおり、犯罪に巻き込まれないための対策や護身術を学ばせる。
- 携帯電話安全教室をとおり、携帯電話の利用法を考えさせるとともにトラブルからの回避法を学ばせる。
- 救急救命講習会を開催し、万一の事態に備える。
- 避難訓練を実施し、避難方法、避難経路を確認する。

### 3. 緊急事態発生時の対応

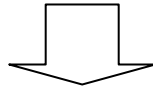
#### 【学校における不審者への緊急対応】



**子供の安全を守る**  
防御(暴力の抑止と被害拡大の防止)  
移動阻止  
全校への周知  
生徒の掌握  
避難誘導  
教職員の役割分担と連携  
警察による不審者の確保



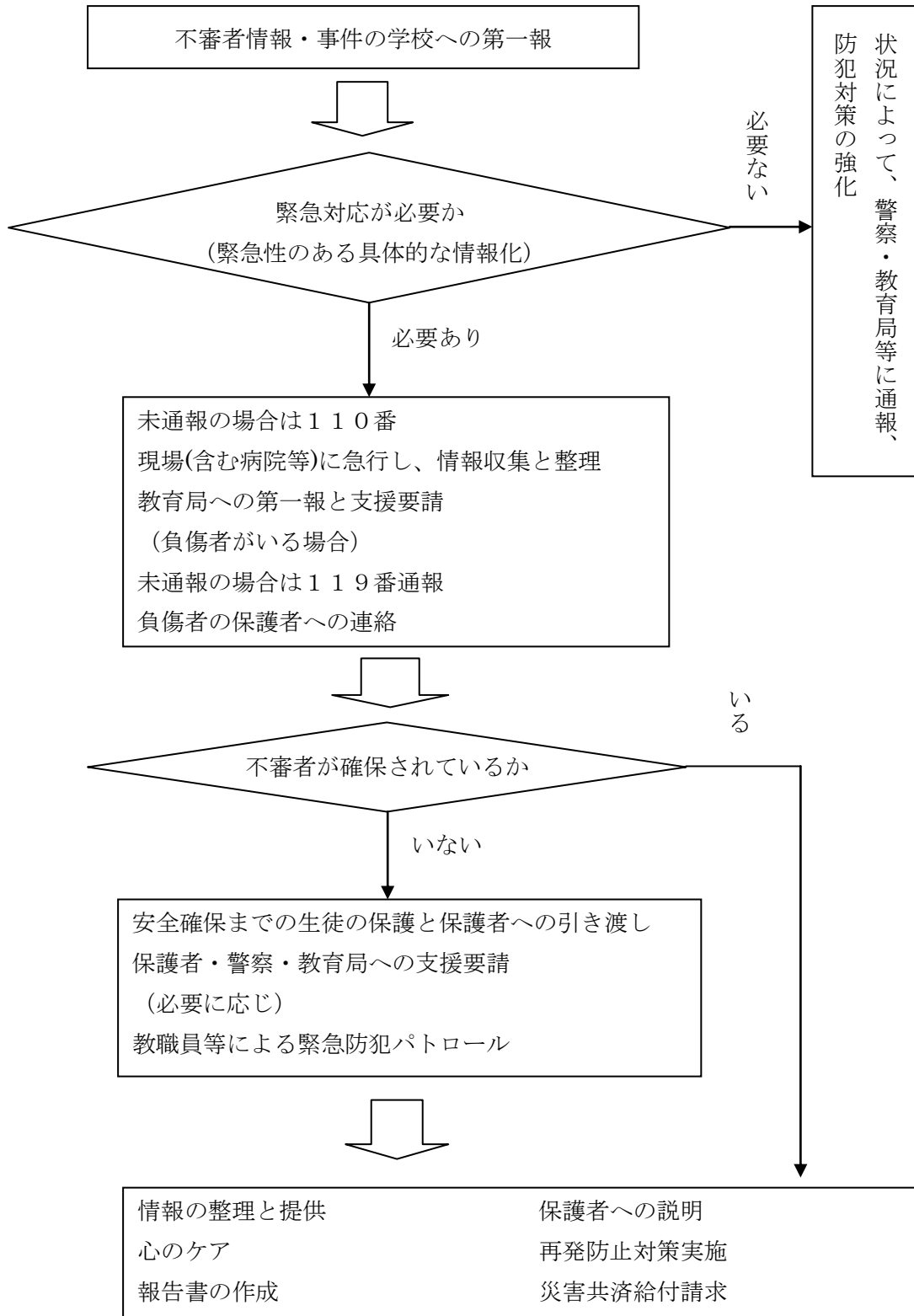
**応急手当などをする**  
速やかな119番通報  
救急隊の到着まで応急手当  
被害者等への心のケア着手



**事後の対応や措置をする**

情報の整理と提供	保護者等への説明
心のケア	教育再開準備
再発防止対策実施	報告書の作成
災害共済給付請求	

【登下校時における緊急事態発生時の対応】



【関係機関電話番号】

警察	1 1 0
救急車	1 1 9
富良野警察署	2 2 - 0 1 1 0
富良野消防署	2 3 - 5 1 1 9
富良野西病院 松田 英郎(学校医)	2 3 - 6 6 0 0
とがし歯科医院 富樫 信(学校歯科医)	2 2 - 8 2 1 4
紅屋薬局 菅原 康記(学校薬剤師)	2 2 - 2 6 0 1
上川教育局	0 1 6 6 - 4 6 - 4 9 4 2

<不審者侵入に伴う 1 1 0 番通報例>

ゆっくり落ち着いて教えてください

事件ですか？事故ですか？と聞かれます。

「事件です。富良野緑峰高校に不審者が侵入しました。」

いつ発生したのか聞かれます。

「〇〇時〇〇分頃（〇〇分くらい前）、侵入したようです。」

場所を聞かれます。

「富良野市西町 1 番 1 号です。」

犯人について聞かれます。

「相談室に隔離しています。」

「〇〇方面に〇〇で逃走しました。（性別、人相、服装等）」

負傷者、救急車、現状について聞かれます。

「負傷者が〇〇人いるので救急車をお願いします。校舎が壊されました。」

通報者の住所、氏名、電話番号を聞かれますが、緑峰高校の電話番号(2 2 - 2 5 9 4)を伝えればよいと思います。

<負傷者が出たときの 1 1 9 番通報例>

慌てず、正確に、落ち着いて

火事ですか？救急ですか？と聞かれます。

「救急です。」

場所を聞かれます。

「富良野市西町 1 番 1 号、富良野緑峰高校です。」

どのような状態か聞かれます。

「いつ、どこで、だれが、どのようにして、どうなったか、現在の容態(意識がない、手足が動かない・しびれる、心拍停止、多量の出血等)、性別、年齢。」

氏名と電話番号を聞かれます。

「富良野緑峰高校（職名）の（氏名）です。電話番号は、2 2 - 2 5 9 4です。」

<救急車到着までと到着後>

- ・応急手当　・保護者への連絡(健康保険証の準備)　・救急車の誘導　・患者の搬送路確保
- ・容態と応急手当の内容、患者の持病を報告　・同行を求められたら従う

#### 【保護者・報道への対応】

- 保護者等関係者の心情に配慮し、誠意と責任をもってあたる。
- 虚偽や真相を隠す等は絶対に行わない。
- 生徒のプライバシー等基本的人権を守ったうえで行う。
- 窓口は教頭とし一本化する。
- 事件当事者の氏名の公表については十分検討する。
- 予想や憶測では絶対に話さない。

<既に発生している事実に対して>

- 最高責任者である校長が話す。
- 責任逃れをするような発言は慎む。
- はっきりしていない事項については「事実関係については調べているところである。」
- 報道関係に対しては、会見時刻を限定し一括して行う。
- 職員や生徒を批判しない、差別用語を使わない。

## 4. 事件・事故の事後対応

<心の健康状態の把握>

- 日常生活の健康観察
- 質問紙による調査
- 保健室の来室状況の把握
- 保護者等の情報収集

<PTSDの予防>

- 普段の生活リズムを取り戻させる。
- 症状は必ず和らいでいくことを伝え、安心感を与える。
- 子どもが嫌がることはしない。
- 専門家によるカウンセリングを受けさせる。

## 5. 再発防止に関する対応

- 事件・事故の発生原因の追及
- 事件・事故への対応の反省

## 【ミサイル発射に伴う警報が発令された際の対応】

平成 29 年 9 月 11 日  
北海道富良野緑峰高等学校

### 1 登校直前の場合

臨時休校等の措置を検討する。

※平成 26 年 10 月 14 日付け教高第 1047 号通知「道立学校における非常変災時の臨時休業について」に準ずる。

### 2 登校する時間帯の場合

保護者が運転する送迎の車はできる限り安全が確保できる場所に止めて、近くのできるだけ頑丈な建物に避難する。

### 3 生徒が学校等で活動している時間帯の場合

- (1) ドアや窓は全て閉めて、ドア、壁、窓ガラスから離れて座らせる。
- (2) 実習農場、敷地内で活動している生徒は、校舎も含め近くのできるだけ頑丈な建物に避難させる。

### 4 下校直前の時間帯の場合

生徒の下校（帰宅）を一時中断し、校舎内に待機させる。

### 5 下校する時間帯の場合

保護者が運転する送迎の車はできる限り安全が確保できる場所に止めて、近くのできるだけ頑丈な建物に避難する。

### 6 避難行動等を解除する場合の判断

政府による公式発表等を踏まえて生徒の安全確保に係る対応を解除する。

### 7 その他

学校においては、日頃から登下校時の緊急対応として、次の事項を指導しておくこと。

- (1) 徒歩等で登下校する生徒は、各自が近くのできるだけ頑丈な建物に避難するなどの行動を取る。
- (2) 公共交通機関を利用して登下校する生徒は、乗務員等の指示に基づく行動を取る。